

栃木県本庁舎広告募集要項

1 募集する広告の内容

栃木県本庁舎内に以下のとおり広告掲載枠を設置し、ポスターを掲示します。

掲載箇所	枠数	枠規格	広告掲載料 (月額・税込)
本館 1 階 県民ロビー内	7 枠	B 0 判縦 【有効寸法】 縦 1,418mm×横 992mm	東側柱西面・南面： 西側柱東面・南面： 1 枠につき 15,000 円 東側柱北面： 西側柱北面： 1 枠につき 13,500 円 西側柱西面： 1 枠につき 10,500 円
本館 15 階 展望ロビー内	8 枠 (南北各 4 枠)	A 0 判縦 【有効寸法】 縦 1,150mm×横 803mm	南側：1 枠につき 8,000 円 北側：1 枠につき 7,000 円
本館地下 1 階 ロビー内	6 枠 (東西各 3 枠)	東側：B 0 判縦・横 【有効寸法】 縦：縦 1,418mm×横 992mm 横：縦 992mm×横 1,418mm 西側：A 0 判縦・横 【有効寸法】 縦：縦 1,150mm×横 803mm 横：縦 803mm×横 1,150mm	東側：1 枠につき 15,000 円 西側：1 枠につき 10,000 円
本館 乗用エレベーター内	10 枠 (1 ~ 10 号機)	A 1 判縦 【有効寸法】 縦 803mm×横 556mm	1 枠につき 7,500 円
本館 1 階 男性用トイレ内	8 枠 (東西各 4 枠)	A 3 判横 【有効寸法】 縦 284mm×横 407mm	1 枠につき 1,250 円
本館 15 階 男性用トイレ内	8 枠 (東西各 4 枠)	A 3 判横 【有効寸法】 縦 284mm×横 407mm	1 枠につき 500 円
本館 3 階 女性用トイレ内 洗面台横壁面	2 枠 (東西各 1 枠)	A 1 判縦 【有効寸法】 縦 803mm×横 556mm	1 枠につき 1,250 円
東館 乗用エレベーター内	1 枠	A 1 判縦 【有効寸法】 縦 803mm×横 556mm	1 枠につき 6,000 円

※画面内に法人名等が表示されない場合は、協議の上、下枠に必要な表示を貼付します。

※本館乗用エレベーターの 1 号機の壁面にはいちごの装飾をしております。1 号機にお申込みの際は御了承の上、お申込みください。

2 広告掲載期間

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの最大12か月間（1月単位で申し込み可）

3 栃木県本庁舎の来庁者数等

本庁舎（展望ロビー）来庁者数：約14,700人／月（令和8(2026)年1月実績）

本庁舎見学団体数：135団体、約4,900人（令和6年度実績）

本庁舎（本館等）に勤務する職員数：約2,200人（令和7(2025)年4月現在）

※本庁舎来庁者数は、本館15階展望ロビーに設置したカウンターで計測しています。

4 申込方法

直接又は郵送にて、以下の書類を栃木県経営管理部管財課まで提出してください。

- (1) 栃木県本庁舎広告掲載申込書（「栃木県本庁舎広告掲載実施要領」別記様式第1）
- (2) 広告図案（イメージ・ラフスケッチでも可）
- (3) 会社概要等が分かる書類
- (4) 直近1年分の都道府県税の納税証明書（写し可）
 - ① 県内に事業所がある場合：栃木県の全税目の納税証明書
 - ② 県内に事業所がない場合：本社所在都道府県法人事業税又は個人事業税の納税証明書
- (5) 広告主が法令に違反していないことの申立書（「栃木県広告掲載実施要領」様式第4号）

※ (1)、(5)の様式は管財課ホームページからダウンロードできます。

(URL) <http://www.pref.tochigi.lg.jp/b06/koukoku/koukoku2026.html>

5 申込期限

令和8(2026)年3月3日(火)午後5時まで（郵送の場合は必着）にお申込みください。

広告掲載決定（3月上旬）以降は、空き枠の状況に応じて随時受け付けます（掲載希望月の前月15日締切）。

6 関係規程

申込みに当たっては、以下の規程を御確認ください。

管財課ホームページからダウンロードできます。

(URL) <http://www.pref.tochigi.lg.jp/b06/koukoku/koukoku2026.html>

- ・ 栃木県本庁舎広告掲載実施要領（本庁舎広告の掲載手続について定めています。）
- ・ 栃木県広告掲載基準（業種、広告内容等の掲載基準について定めています。）
- ・ 栃木県広告掲載要綱【参考】（掲載できる広告範囲について定めています。）
- ・ 栃木県広告掲載実施要領【参考】（(4)(5)の申立書について定めています。）

7 広告掲載の決定

- (1) 提出書類について、県において上記6の関係規程に適合するか否か審査を行います。
- (2) (1)の審査に適合したものの中、同一の広告掲載箇所に対し複数の申込みがあった場合は、次の順位により掲載広告を選定します。
 - ① 掲載希望月の総数が多いもの

- ② 県内に事業所等を有する企業又は自営業者
 - ③ 掲載希望箇所の優先順位が上位のもの
 - ④ 掲載希望箇所の優先順位が同率の場合は、申込み枠数が少ない企業又は自営業者の申込み
- (3) (2)により順位の優劣を判断できない場合は、県において抽選を行い、掲載広告を選定します。
なお、抽選会は、全て県管財課職員が代行して厳正に抽選を行いますので、御了承ください。

8 広告掲載決定後の手続き

- (1) 掲載決定の通知（令和8（2026）年3月上旬）
県から申込者あて、広告掲載の可否及び掲載の場合の掲載箇所等について通知します。
なお、事務手続きの詳細についても併せて通知します。
- (2) 行政財産使用許可申請書の提出（令和8（2026）年3月中旬）
広告掲載が決定した場合は、(1)掲載決定の通知に添付されている「行政財産使用許可申請書」を県管財課へ提出していただきます。
- (3) 広告原稿（ポスター）の提出（令和8（2026）年3月下旬）
県の指定した日までに、広告原稿を県管財課へ提出してください。
- (4) 広告掲載料の支払い（令和8（2026）年4月上旬）
県から納入通知書を送付しますので、指定の日までに納入してください。

9 問い合わせ・申込書提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20（栃木県庁本館3階G（南側））
栃木県経営管理部管財課 管理担当

TEL 028-623-2075 E-mail kanzai@pref.tochigi.lg.jp